資料45-2

通関代行業務手数料徴収に伴う国際郵便約款の改正 について

(諮問第1133号)

諮問第1133号 平成28年3月28日

情報通信行政·郵政行政審議会 会長 多賀谷 一照 殿





諮問書

日本郵便株式会社(代表取締役社長 髙橋 亨)から、別添 (*) のとおり、郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」という。)第68条第1項の規定に基づく郵便約款の変更の認可申請があった。

これについて審査した結果は、別紙(**)のとおりであり、申請内容は、 同条第2項各号の規定に適合していると認められる。よって、同条第1 項の認可をすることといたしたい。

上記について、法第73条第1号の規定に基づき諮問する。

- (*) 本件起案文書の別添の申請書を添付する。
- (**) 本件起案文書の別紙2の審査結果を添付する。

審査結果

郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」という。)の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定 められていること (法第68条第2項第1号)		
イ この法律又はこの法律に基づ く総務省令の規定により郵便約 款で定めることとされている事 項	適	従前と同じ。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送 及び還付並びに送達日数に関す る事項	適	郵便物を受取人に配達・交付等する際に必要な受取証明の手段として証印の他に署名でも足りることとするものであり、これは、利用者利便の向上に資するものであるので、適当と認められる。
ハ 郵便に関する料金の収受に関 する事項	適	内容品の価格が20万円超の国際郵便物に 関する税関申告については、通関業法(昭和42年法律第122号)に基づく料金を徴収 することとなり、これと重複して徴収することのないよう、法に基づく一律200円の取 扱手数料の徴収を取り止めることとするの で、適当と認められる。
ニ その他会社の責任に関する事項	適	従前と同じ。
特定の者に対し不当な差別的取扱い をするものでないこと (法第68条第2項第2号)	適	本件取扱いは、内容品の価格が20万円超の場合で一律に区切っているものであり、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないので、適当と認められる。

2015-日国際第135号 平成28年 3月 9日

総務大臣 山本 早苗 様

日本郵便株式会社 代表取締役社長



郵便約款の変更認可申請書

郵便法(昭和22年法律第165号)第68条第1項の規定に基づき、国際 郵便約款の取扱いに関する郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 国際郵便約款の取扱いに関する郵便約款 別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施期日 平成28年10月1日
- 3 変更を必要とする理由 通関代行業務の有料化に伴い、通関料の取扱い及び関係の規定の明確化を 図るため。

(郵便私書箱への郵便物の配達等)

第59条 (略)

2 (略)

3 前2項の郵便物で次に掲げるものは、別に保管し、郵便私書箱を設置した事業所の定める 方法によりその旨を使用者に通知し、その使用者の請求によりこれを窓口で交付します。 (1)~(2) (略)

行

(3) 料金未払又は料金不足のもの及び通関料の支払を要するもの

以下(略)

(税付郵便物の交付)

第61条 外国来郵便物のうち、<u>関税又は内国消費税及び貨物割(以下「関税等」といいます。)</u> を課されたものについては、次のとおりこれを受取人に交付します。

区別	交付方法
1 関税等の課税額の	当社は、その郵便物の配達を受け持つ事
合計額が1万円以下	業所(以下この1において「配達事業所」
の 郵便物 で事業所	といいます。)から受取人に課税通知書を
留置の表示のないも	送付するとともに、併せて郵便物を配達し
0)	ます。その配達の際、受取人から当社に関
	税等の納付を委託する旨申し出があり、か
	つ、関税等相当額及び通関料が支払われた
	場合には、当社は郵便物を交付します。
	なお、その配達の際に受取人から関税等
	相当額若しくは通関料が支払われなかっ
	た場合又は受取人が当社に関税等の納付
	を委託しない旨申し出た場合、当社はその
	郵便物を配達事業所に留め置きます。この

(郵便私書箱への郵便物の配達等)

第59条 (略)

2 (略)

3 前2項の郵便物で次に掲げるものは、別に保管し、郵便私書箱を設置した事業所の定める方法によりその旨を使用者に通知し、その使用者の請求によりこれを窓口で交付します。

改

TE.

- (1)~(2) (略)
- (3) 料金未払又は料金不足のもの及び関税又は内国消費税及び貨物割(以下「関税等」といいます。)を課されたもの

以下(略)

(税付郵便物の交付)

第61条 外国来郵便物のうち、<u>関税等を課されたもの(関税法(昭和29年法律第61号)第6</u> 条の2第1項第2号ロに掲げるものに限ります。以下「税付郵便物」といいます。)については、次のとおりこれを受取人に交付します。

区 別	交付方法
1 関税等の課税額の	当社は、その郵便物の配達を受け持つ事
合計額が1万円以下	業所(以下この1において「配達事業所」
の <u>もの</u> で事業所留	といいます。)から受取人に課税通知書を
置の表示のないもの	送付するとともに、併せて郵便物を配達し
	ます。その配達の際、受取人から当社に関
	税等の納付を委託する旨申し出があり、か
	つ、関税等相当額及び通関料が支払われた
	場合には、当社は郵便物を交付します。
	なお、その配達の際に受取人から関税等
	相当額若しくは通関料が支払われなかっ
	た場合又は受取人が当社に関税等の納付
	を委託しない旨申し出た場合、当社はその
	郵便物を配達事業所に留め置きます。この

現	行		改正	
場合、その郵便	物の交付方法は、次の(1)		場合、その郵便物の交付方法は、次の(1)	
から(3)までのい	ずれかによります。		から(3)までのいずれかによります。	
(1) 受取人から	の請求により、当社は、配		(1) 受取人からの請求により、当社は、配	
達事業所から	その郵便物を再び配達し		達事業所からその郵便物を再び配達し	
ます。その配	達の際、受取人から当社		ます。その配達の際、受取人から当社	
に関税等の糾	付を委託する旨の申し出		に関税等の納付を委託する旨の申し出	
があり、かつ	、関税等相当額及び通関		があり、かつ、関税等相当額及び通関	
料が支払われ	た場合には、当社はその		料が支払われた場合には、当社はその	
郵便物を交付	します。		郵便物を交付します。	
(2) 受取人から	配達事業所において当社		(2) 受取人から配達事業所において当社	
に関税等の糾	付を委託する旨の申し出		に関税等の納付を委託する旨の申し出	
があり、かつ	、関税等相当額及び通関		があり、かつ、関税等相当額及び通関	
料が支払われ	た場合には、当社はその		料が支払われた場合には、当社はその	
郵便物を交付	するか、又は受取人の請		郵便物を交付するか、又は受取人の請	
求によりその	郵便物を配達し、交付し		求によりその郵便物を配達し、交付し	
ます。			ます。	
(3) 配達事業所	において、受取人の申し出		(3) 配達事業所において、受取人の申し出	
により、当社	はその郵便物に係る関税		により、当社はその郵便物に係る関税	
等の納付書を	・交付します。 その後、 自		等の納付書を交付します。その後、自	
ら日本銀行	国税の収納を行う代理店		ら日本銀行(国税の収納を行う代理店	
を含みます。)	に関税等を支払った受取		を含みます。)に関税等を支払った受取	
人が配達事業	所において通関料を支払		人が配達事業所において通関料を支払	
った場合には	は、当社はその郵便物を交		った場合には、当社はその郵便物を交	
付するか、又	は受取人の請求によりそ		付するか、又は受取人の請求によりそ	
の郵便物を配	達し、交付します。		の郵便物を配達し、交付します。	
2 関税等の課税額の 当社は、その事	耶便物の配達を受け持つ事	2 関税等の課税額の	当社は、その郵便物の配達を受け持つ事	
合計額が1万円を超 業所(以下この	2において「配達事業所」	合計額が1万円を超	業所(以下この2において「配達事業所」	
え30万円以下の といいます。) カ	いら受取人に事前に電話に	え30万円以下の	といいます。)から受取人に事前に電話に	
郵便物で事業所留 より郵便物が配	達事業所に到着している	もので事業所留置	より郵便物が配達事業所に到着している	
置の表示のないもの 旨通知し、その動	郵便物の交付方法について	の表示のないもの	旨通知し、その郵便物の交付方法について	
受取人の希望を	確認します (電話による確		受取人の希望を確認します(電話による確	
認ができない場	合には、配達事業所から受		認ができない場合には、配達事業所から受	
取人に課税通知	書を送付するとともに、郵		取人に課税通知書を送付するとともに、郵	
便物が配達事業	所に到着している旨を書		便物が配達事業所に到着している旨を書	
面により通知し	、その郵便物の交付方法		面により通知し、その郵便物の交付方法	
について受取人	の希望を確認します。)。		について受取人の希望を確認します。)。	

現行	改正
(1) 受取人がその郵便物の配達を請求す	(1) 受取人がその郵便物の配達を請求す
る場合	る場合
受取人がその郵便物の配達を請求す	受取人がその郵便物の配達を請求す
る場合は、当社は、配達事業所から受取	る場合は、当社は、配達事業所から受取
人に課税通知書を送付するとともに、併	人に課税通知書を送付するとともに、併
せて郵便物を配達します(当初に課税通	せて郵便物を配達します(当初に課税通
知書を送付している場合は、郵便物の配	知書を送付している場合は、郵便物の配
達のみ行います。)。その配達の際、受取	達のみ行います。)。その配達の際、受取
人から当社に関税等の納付を委託する	人から当社に関税等の納付を委託する
旨の申し出があり、かつ、関税等相当額	旨の申し出があり、かつ、関税等相当額
及び通関料が支払われた場合には、当社	及び通関料が支払われた場合には、当社
は受取人に郵便物を交付します。	は受取人に郵便物を交付します。
なお、その配達の際に受取人から関税	なお、その配達の際に受取人から関税
等相当額若しくは通関料が支払われな	等相当額若しくは通関料が支払われな
かった場合又は受取人が当社に関税等	かった場合又は受取人が当社に関税等
の納付を委託しない旨申し出た場合の	の納付を委託しない旨申し出た場合の
郵便物の交付方法は、1 において当社が	郵便物の交付方法は、1において当社が
郵便物を配達事業所に留め置く場合の	郵便物を配達事業所に留め置く場合の
交付方法と同じとします。	交付方法と同じとします。
(2) 受取人がその郵便物の配達を請求し	(2) 受取人がその郵便物の配達を請求し
ない場合又は受取人からその郵便物の	ない場合又は受取人からその郵便物の
交付方法の確認ができない場合受取人	交付方法の確認ができない場合受取人
がその郵便物の配達を請求しない場合	がその郵便物の配達を請求しない場合
又は受取人からその郵便物の交付方法	又は受取人からその郵便物の交付方法
の確認ができない場合は、当社は、そ	の確認ができない場合は、当社は、そ
の郵便物を配達事業所に留め置きま	の郵便物を配達事業所に留め置きま
す。この場合の交付方法は、1の(2)又	す。この場合の交付方法は、1の(2)又
は(3)の交付方法と同じとします。	は(3)の交付方法と同じとします。
3 関税等の課税額の 当社は、その郵便物の配達を受け持つ	3 関税等の課税額の 当社は、その郵便物の配達を受け持つ事
合計額が30万円を 事業所 (以下この3において「配達事業	合計額が30万円を 業所(以下この3において「配達事業所」
超える 郵便物又は 所」といいます。)から受取人に課税通	超える <u>もの又は</u> 事 といいます。)から受取人に課税通知書
関税等を課された郵 知書を送付し、その郵便物を配達事業所	業所留置の表示のあを送付し、その郵便物を配達事業所又は
<u>便物で</u> 事業所留置 又は当社が指定した事業所に留め置き	るもの 当社が指定した事業所に留め置きます
の表示のあるもの ます (事業所留置の表示のある郵便物	(事業所留置の表示のある郵便物は、配
は、配達事業所(郵便物の表面に事業所	達事業所(郵便物の表面に事業所の表示
の表示があるときは、その表示された事	があるときは、その表示された事業所又

現 行
業所又は配達事業所)に留め置きま
す。)。その郵便物の交付方法は、1の(2)
又は(3)の交付方法によります。

2 · 3 (略)

(配達時の証印及び署名)

- 第63条 外国来の書留又は保険付とする通常郵便物、書留又は保険付としない通常郵便物及 び国際別納郵便物で関税等を課されたもの、小包郵便物並びにEMS郵便物の配達につい ては、事業所において、次により、これを行います。
- (1) 受取人に配達し、若しくは交付し、又は差出人に返還するときは、配達証に受取人又は差出人の受領の証印を受けること。
- (2) 受取人若しくは差出人の代人又は官公署、学校、会社、旅館その他多人数の集合する場所の受付に配達し、又は返還するときは配達証に代人又は受付の資格及び氏名の記載並びに 受領の証印を受けること。
- (3) 受取人不在又は差出人不在その他の事由によって(1) 又は(2) に規定する取扱いをすることができなかったもの (関税等を課されたもの並びに配達又は返還の際に受取人又は差出人から料金を徴収するものを除きます。) を受取人又は差出人が指定した場所に配達し、又は返還するときは、配達証にその郵便物を配達する者が配達場所及び配達日時を記載し、並びに配達の証印又は署名をすること。

2 (略)

(関税等を課された速達とする郵便物及びEMS郵便物の課税通知書の配達)

第64条 <u>関税等を課された速達とする郵便物</u>及びEMS郵便物の課税通知書で、第61条 (税付郵便物の交付) 第1項表中2及び3の規定により受取人に送付するものは、これを 速達として受取人に送付します。

(外国来郵便物の保管期間、保管開始期日及び保管期間経過後の取扱い) 第66条 (略)

2 <u>外国来の留置とする郵便物及び関税等を課された郵便物</u>の保管期間は、保管開始の日の翌日から起算して1か月とします。ただし、交通が不便で受取人が1か月以内に事業所へ来ることができないと認められる地域に宛てたもの、又は期間を延長すれば交付の見込みがあるものについては、2か月とします。

は配達事業所) に留め置きます。)。その 郵便物の交付方法は、1の(2)又は(3)の 交付方法によります。

2 · 3 (略)

(配達時の証印及び署名)

- 第63条 外国来の書留又は保険付とする通常郵便物、書留又は保険付としない通常郵便物及び 国際別納郵便物で関税等を課されたもの、小包郵便物並びにEMS郵便物の配達については、 事業所において、次により、これを行います。
- (1) 受取人に配達し、若しくは交付し、又は差出人に返還するときは、配達証に受取人又は差出人の受領の証印 又は署名を受けること。
- (2) 受取人若しくは差出人の代人又は官公署、学校、会社、旅館その他多人数の集合する場所の受付に配達し、又は返還するときは配達証に代人又は受付の資格及び氏名の記載並びに受領の証印又は署名を受けること。
- (3) 受取人不在又は差出人不在その他の事由によって(1)又は(2)に規定する取扱いをすることができなかったもの(税付郵便物並びに配達又は返還の際に受取人又は差出人から料金を徴収するものを除きます。)を受取人又は差出人が指定した場所に配達し、又は返還するときは、配達証にその郵便物を配達する者が配達場所及び配達日時を記載し、並びに配達の証印又は署名をすること。

2 (略)

(課税通知書の速達による送付)

第64条 <u>税付郵便物のうち、速達とするもの</u>及びEMS郵便物の課税通知書で、第61条(税付郵便物の交付)第1項<u>の</u>表中2及び3の規定により受取人に送付するものは、これを速達として受取人に送付します。

(外国来郵便物の保管期間、保管開始期日及び保管期間経過後の取扱い) 第66条 (略)

2 外国来郵便物であって事業所留置の表示のあるもの及び税付郵便物の保管期間は、保管開始の日の翌日から起算して1か月とします。ただし、交通が不便で受取人が1か月以内に事業所へ来ることができないと認められる地域に宛てたもの、又は期間を延長すれば交付の見込みがあるものについては、2か月とします。

現 行	改正
3 前項の保管開始の日は、 <u>課税通知書のある郵便物については、同通知書</u> に表示された配達事業所の通信日付印の日付の日とし、その他の郵便物については、その郵便物が配達事業所に到着した日とします。保管開始の日は、郵便物に表示します。	3 前項の保管開始の日は、 <u>税付郵便物については、課税通知書</u> に表示された配達事業所の通信日付印の日付の日とし、その他の郵便物については、その郵便物が配達事業所に到着した日とします。保管開始の日は、郵便物に表示します。
以下(略)	以下(略)
(略)	(略)
	附 則(平成28年3月7日 2016-日国際第135号)
	この改正規定は、平成28年10月1日から実施します。

【料金表の変更の届出】(郵便法第67条第1項)

料金表

第7表 手数料

国際郵便に関する手数料は、次表のとおりとします。

料金の区別	手数料額
(略)	(略)
通関料	関税等を課された外国来郵 200 円 便物 1 通又は 1 個につき
(略)	(略)

(略)

料金表

第7表 手数料

国際郵便に関する手数料は、次表のとおりとします。

料金の区別	手数料額
(略)	(略)
通関料	<u>税付郵便物</u> 1通又は1個 につき 200円
(略)	(略)

(略)

附 則 (平成28年3月※※日 2016-日国際第※※号)

この改正規定は、平成28年10月1日から実施します。

説明資料

郵便約款変更の認可について

平成28年3月28日 総務省

第1 郵便約款の認可について

1 郵便約款とは

郵便約款とは、郵便の役務に関する具体的な提供条件(料金を除く。)を 定めたものであり、郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」とい う。)第68条第1項により、日本郵便株式会社は、郵便約款を定めること になっている。

※ 約款とは、大量の契約を画一的・定型的に締結し、処理することを目的として企業が あらかじめ定めておく契約条項のことをいう。

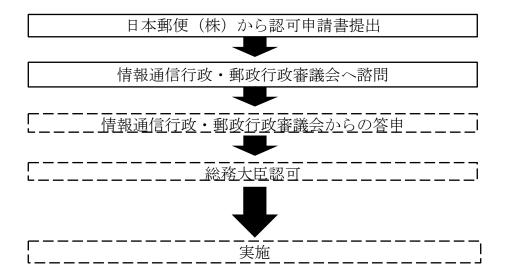
2 総務大臣の認可

郵便約款の内容は、利用者の利便・利益に直接関わることなどから、法 第68条第1項により、総務大臣の認可を受けることとなっている。変更 する場合も同様。

- ※ 料金については、法第67条第1項により、原則総務大臣への届出制とし、第三種 郵便物・第四種郵便物の料金については、同条第2項により、認可制となっている。
- ※ 書類の様式等利用者の権利・義務に重要な関係を有しない提供条件や試験的に提供 するものといった軽微な事項については、法第68条第1項により、認可を要さない。

3 審議会への諮問

法第73条第1号に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとなっていることから、今回諮問を行っているもの。



第2 日本郵便株式会社からの申請

1 申請の背景・理由

日本郵便株式会社は、従来から、外国来の国際郵便物に課税された場合の 取扱手数料として一件につき一律200円を徴収していた。

他方、平成21年2月、関税法(昭和29年法律第61号)の改正により内容品の価格が20万円を超える国際郵便物について輸出・輸入の税関申告が義務化され、日本郵便株式会社は、通関業法(昭和42年法律第122号)に基づく通関業の許可を取得し通関業務を開始したが、当時は、同法に基づく業務の料金を無料としていた。

その後、20万円超のものに関する税関申告の取扱量が増加傾向にあり、 通関業務に係る人件費の増加が収支に影響を及ぼし始めていること等から、 今般、20万円超のものに関する税関申告の代行業務について、通関業法に 基づく手数料を徴収することとし、この場合において、従来から徴収してい た取扱手数料(200円)の徴収を取り止めることとしたもの。

2 申請概要

現在、関税を課された全ての外国来の国際郵便物に対して200円の手数料を設定して徴収しているところ、今後、税関への申告が必要な外国来の国際郵便物(内容品の価格が20万円を超えるもの)については、この徴収を廃止する。こととし、関係規定の明確化と併せて国際郵便約款の関係箇所を改正する。

なお、税関への申告が必要な国際郵便物に関する通関代行の料金を新たに 徴収することについては、通関業法に基づく通関業務であり、郵便の役務に 関するものではないため、国際郵便約款には含まれない。

3 実施予定期日

平成28年10月1日

第3 審査結果

法の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

審査基準	審査 結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定 められていること (法第68条第2項第1号)		
イ この法律又はこの法律に基 づく総務省令の規定により郵 便約款で定めることとされて いる事項	適	従前と同じ。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送 及び還付並びに送達日数に関 する事項	適	郵便物を受取人に配達・交付等する際に必要な受取証明の手段として証印の他に署名でも足りることとするものであり、これは、利用者利便の向上に資するものであるので、適当と認められる。
ハ 郵便に関する料金の収受に 関する事項	適	内容品の価格が20万円超の国際郵便物に 関する税関申告については、通関業法(昭和42年法律第122号)に基づく料金を徴収 することとなり、これと重複して徴収するこ とのないよう、法に基づく一律200円の取 扱手数料の徴収を取り止めることとするの で、適当と認められる。
ニ その他会社の責任に関する 事項	適	従前と同じ。
特定の者に対し不当な差別的取扱い をするものでないこと (法第68条第2項第2号)	適	本件取扱いは、内容品の価格が20万円超の場合で一律に区切っているものであり、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないので、適当と認められる。

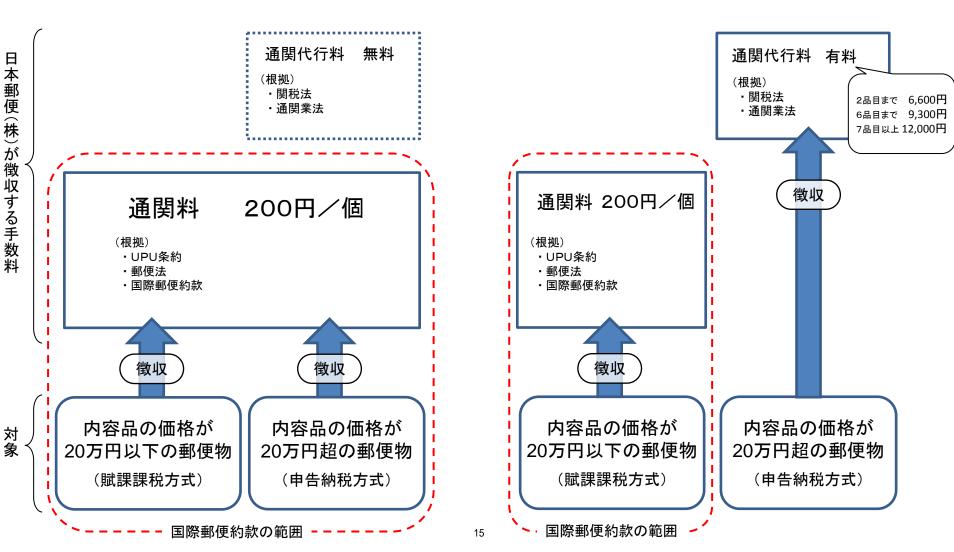
参考資料

通関代行業務手数料徴収に伴う国際郵便約款の改正

(外国来郵便物のうち関税等を課されたもの)

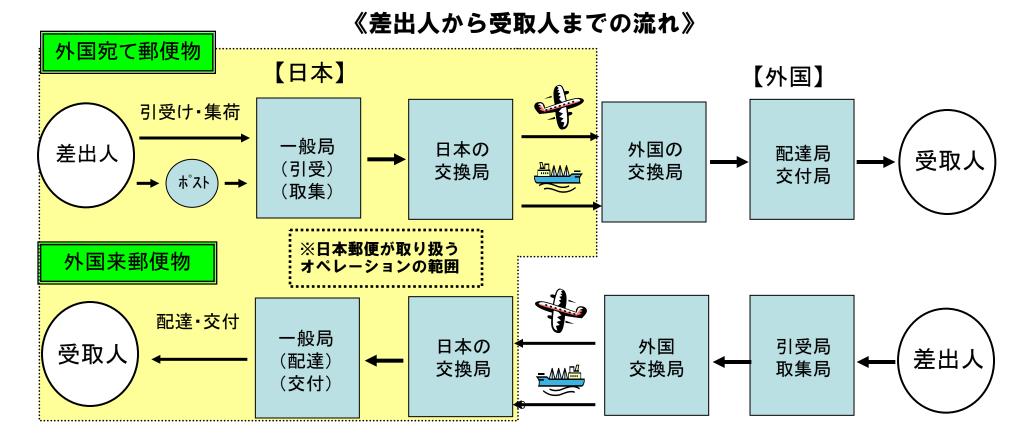
平成28年9月30日まで

平成28年10月1日以降



(注)20万円超のものであっても、贈答品等については20万円以下のものと同じ扱い。

- 国際郵便物は、交換局(※)を経由して、外国の指定された事業体と交換されている。
- 日本郵便が取り扱うオペレーションの範囲(下図の網掛部分)は、外国宛てにあっては、郵便物を引き受けてから外国の指定された事業体に郵便物を引き渡すまで、また、外国来にあっては、外国の指定された事業体から郵便物を引き渡されてから郵便物を配達するまでとなる。
- ※ 交換局では、通関業務も行われており、税関検査及び動物検疫・植物防疫検査が行われている。なお、我が国の交換局は、航空便 を扱う交換局が、東京国際、中部国際、大阪国際、新福岡及び那覇中央の5局、航空便及び船便を扱うのが川崎東の1局 (H27.9.30現在)



【参照条文】

○ 郵便法(昭和二十二年十二月十二日法律第百六十五号)

(郵便に関する条約)

第十一条 郵便に関し条約に別段の定めのある場合には、その規定による。

(料金)

- 第六十七条 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金(第三項の規定により認可を受けるべきもの及び第五項の規定により届け出るべきものを除く。)を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 (略)

(郵便約款)

- 第六十八条 会社は、郵便の役務に関する提供条件(料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。)について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の 認可をしてはならない。
 - 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。
 - イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項
 - ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項
 - ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項
 - ニ その他会社の責任に関する事項
 - 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(料金等の変更命令)

第七十一条 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、郵便に関する 料金、郵便約款又は郵便業務管理規程を変更すべきことを命ずることができる。

(審議会等への諮問)

- 第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等(国家行政組織法 (昭和二十三年法律第百二十号)第八条 に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。
- 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第六十七条第二項第三号又は第七十条第三項第二号から第四号までの総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。
- 三 第七十一条の規定による命令をしようとするとき。

○ 郵便法施行規則(平成十五年総務省令第五号)

(法第六十七条第五項 の総務省令で定める料金)

- 第二十六条 法第六十七条第五項 の総務省令で定める料金は、次に掲げる料金以外の料金(変更に係る場合に限る。)とする。
 - 一 郵便物の料金
 - 二 郵便物の特殊取扱(法第四十四条第一項 に規定するものに限る。)の料金
 - 三 郵便物の特殊取扱(法第四十四条第二項 に規定する取扱いであって速達、特定記録郵便及び交付 記録郵便の取扱いに係るもの)の料金
- 2 (略)
- 日本郵便株式会社法(平成十七年十月二十一日法律第百号)

(業務の範囲)

- 第四条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。
 - 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の規定により行う郵便の業務
 - 二 銀行窓口業務
 - 三 前号に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、銀行窓口業務契約の締結及び当該銀行窓口業務契約に基づいて行う関連銀行に対する権利の行使
 - 四 保険窓口業務
 - 五 前号に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、保険窓口業務契約の締結及び当該保険窓口業務契約に基づいて行う関連保険会社に対する権利の行使
 - 六 国の委託を受けて行う印紙の売りさばき
 - 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2~5 (略)

○ 万国郵便条約(平成二十五年十二月二十日条約第十五号)

第二十条 税関検査及び関税その他の課金

- 1 差出国の指定された事業体及び名宛国の指定された事業体は、自国の法令の定めるところにより、郵便物を税関検査に付することができる。
- 2 税関検査に付される郵便物に対しては、この条約の施行規則に定める額を基準とする通関料を郵便料金として課することができる。この通関料は、関税その他同様の性質を有する課金を課された郵便物の通関についてのみ徴収される。

3~4 (略)

○ 通常郵便に関する施行規則

第百五十七条 通関料

1 差出国又は名宛国において税関検査に付される郵便物について条約第二十条2に規定する特別料金のガイドラインとしての最高限度額は、二・六一SDRとする。M郵袋については、この特別料金は、ガイドラインの最高限度額を三・二七SDRとすることができる。

○ 小包郵便に関する施行規則

第百五十二条 通関料

- 1 (略)
- 2 名宛国において税関検査に付される小包に対しては、条約第二十条2の規定に従って小包一個につき 三・二七SDRをガイドラインとしての最高限度とする通関料を課することができる。
- 3 (略)

(注)1SDR は 2016(平成 28)年1月時点で 169.0885円。

○ 関税法(昭和二十九年四月二日法律第六十一号)

(税額の確定の方式)

- 第六条の二 関税額の確定については、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる方式が適用されるものとする。
 - 一 次号に掲げる関税以外の関税 納付すべき税額又は当該税額がないことが納税義務者のする申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が関税に関する法律の規定に従つていなかつた場合その他当該税額が税関長の調査したところと異なる場合に限り、税関長の処分により確定する方式(以下「申告納税方式」という。)
 - 二 次に掲げる関税 納付すべき税額が専ら税関長の処分により確定する方式(以下「賦課課税方式」という。)
 - イ 本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入 する貨物その他これに類する貨物で政令で定めるものに対する関税
 - □ 郵便物(その課税標準となるべき価格が二十万円を超えるもの(寄贈物品であるものその他の政令で定めるものを除く。)及び第七十六条第三項(郵便物の輸出入の簡易手続)の政令で定める場合に係るものを除く。)に対する関税
 - ハ 関税定率法第七条第三項(相殺関税)若しくは第八条第二項(不当廉売関税)の規定により課する関税又は同条第十六項の規定により変更され、若しくは継続される同条第一項の規定により課する関税(同条第十五項に規定する調査期間内に輸入されたものに課するものに限る。第十二条及び第十四条において同じ。)
 - ニ この法律又は関税定率法 その他関税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ち に徴収するものとされている関税
 - ホ この法律及び関税定率法 以外の関税に関する法律の規定により税額の確定が賦課課税方式によるものとされている関税
 - へ 過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税
- 2 第十二条第一項(延滞税)に規定する延滞税は、前項の規定にかかわらず、特別の手続を要しないで、 同条の規定により納付すべき税額が確定するものとする。

(輸出又は輸入の許可)

- 第六十七条 貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに 数量及び価格(輸入貨物(特例申告貨物を除く。)については、課税標準となるべき数量及び価格)その他 必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。
- 通関業法(昭和四十二年八月一日法律第百二十二号)

(通関業の許可)

第三条 通関業を営もうとする者は、その業に従事しようとする地を管轄する税関長の許可を受けなければならない。

2~5 (略)